

業務用自動車賃貸借契約書（維持管理班）（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県八重山土木事務所 所長 戸眞伊 伸宏（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）との間に、業務用自動車（以下「車両」という。）の賃貸借に
関して次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

（賃貸借物件）

第2条 甲は、乙から別表記載の契約物件一覧表（以下「別表」という。）の物件を賃
借し、乙はこれを賃貸するものとする。

2 乙は、契約期間開始日に納車ができない事由が生じた場合は、甲に契約車両と同
等の代車を提供しなければならない。

（契約期間）

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和8年12月1日から令和12年11月30日
までとする。

（車両の引渡）

第4条 車両の引き渡しは、甲乙双方立合いのもと、装備、外観、その他すべての点に
ついて、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとす
る。

2 引渡のとき、すぐにわからない隠れた瑕疵があったときには、乙の責任に置いて
必要な措置を講ずるものとする。

（賃貸借料）

第5条 契約金額は、総額 _____ 円（月額： _____ 円×48ヶ月）とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、 _____ 円とする。）

（注）「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29
条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した
もので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 前項の賃貸借料は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。
この場合において、当該月の使用が1月に満たないときは、当該月の日数に応じて日割り計算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（消費税）

- 第6条 甲は、賃貸借料にかかる消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。
- 2 消費税額及び地方消費税額は、契約期間中途において税率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改定後の税率に基づき変更するものとする。
- 3 支払方法については、第7条に基づき支払うものとする。

（支払方法）

- 第7条 乙は、毎月、前月分の賃貸借料の支払いを甲に対して請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙が発行した適法な請求書を受理した日から30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

- 第8条 甲の責に帰すべき事由により契約代金の支払いが第7条に定める支払期日までに支払われなかったときは、乙は、支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金）

- 第9条 契約保証金は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は免除とする。

（公租公課）

- 第10条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

第 11 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 車両保険 | (自家用自動車総合保険) |
| | 新規購入時の車両価格 (免責金額 0 万円) |
| (2) 対人賠償責任保険 | 無制限 |
| (3) 対物賠償責任保険 | 無制限 |
| (4) 搭乗者障害責任保険 | 1 名につき 1,000 万円以上 |

(保守点検)

第 12 条 乙は、この契約の期間中賃貸者車両について次に掲げる定期点検を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
 - (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
 - (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
 - (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換 (タイヤ、バッテリーを含む)
- 2 前項の保守点検は、原則として乙が指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第 13 条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(甲の修理費負担)

第 14 条 第 12 条第 1 項にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の滅失等)

第 15 条 車両が滅失または盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能となった時、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第 16 条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(期間満了及び再リース)

第 17 条 契約期間満了までに、甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することができる。

2 再リース契約をしない場合は、甲は期間満了日までに乙に車両を返還する。

(契約の解除)

第 18 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を給与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(長期継続契約)

第 19 条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を一部または全部を解除することができる。この場合におい

て、乙は解除により生じた損害を甲に請求することはできない。

(その他)

第 20 条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を遵守するものとし、この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 賃借人 沖縄県石垣市字真栄里 4 3 8 - 1
沖縄県八重山土木事務所
所長 戸眞伊 伸宏

乙 賃貸人

(別表)

《 契 約 物 件 一 覧 表 》

品 名	規 格	数 量	備 考
		48 ヶ月	